

# 屋外広告業の特例届出手続について

## 1 特例届出の手続

神奈川県に登録を受けた上で、その旨を相模原市に届け出ることにより、相模原市の登録を受けたものとみなす制度です。

神奈川県知事の登録を受けた後に、次の書類を提出してください。(手数料不要)

届出書	特例屋外広告業届出書 (第23号様式)
添付書類	① 神奈川県に登録済通知書の写し ② 神奈川県に提出した登録申請書の写し (商業登記簿等は不要) ③ 業務主任者の住民票の写し (注1) ④ 業務主任者の資格証明書の写し (講習会修了、屋外広告士等)
返信用封筒	通知書の郵送を希望する場合、返信用封筒に宛先を明記し、返信に必要な郵便料金の切手を貼付してください。

(注1) マイナンバー (個人番号) の記載がないもの、県に提出したもののコピー可

## 2 届出事項変更の手続

次の事項が変更になる場合は、届出を行う必要があります。

- ・ 届出者の氏名、住所または電話番号 (届出者が法人の場合、代表者の氏名)
- ・ 市の区域内において営業を行う営業所の名称、所在地または電話番号
- ・ 業務主任者の氏名、所属営業所または資格

※法人の役員 (代表者を除く) の変更の場合は、手続不要です。

神奈川県への変更手続の後に、次の書類を提出してください。

届出書	特例屋外広告業届出事項変更届 (第24号様式)
添付書類	① 神奈川県に提出した登録事項変更届出書の写し ≪業務主任者の変更の場合≫ ② 業務主任者の住民票の写し (注1) ③ 業務主任者の資格証明書の写し

(注1) マイナンバー (個人番号) の記載がないもの、県に提出したもののコピー可

## 3 廃業等の手続

市内での営業を廃止したときは、次の書類を提出してください。

届出書	特例屋外広告業廃業等届出書 (第25号様式)
-----	------------------------

## 4 その他

(1) 営業所ごとに「特例屋外広告業者届出票 (第8号様式)」を作成し、公衆の見やすいところに掲示してください。

(2) 営業所ごとに備えるべき帳簿の様式は、「屋外広告業帳簿 (第9号様式)」のとおりです。

(3) 相模原市への更新手続は不要です。

(4) 書類の提出は、郵送か、窓口へ持参してください。